

福島国際研究教育機構地域連携推進事業業務委託仕様書（案）

1 業務名

福島国際研究教育機構地域連携推進事業業務

2 目的

福島イノベーション・コースト構想（以下、「福島イノベ構想」という。）は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復させるために新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトであり、これまで重点6分野を中心とした企業誘致や研究開発拠点の整備、未来の担い手を育てる人材育成等の取組を進めてきた。

また、福島イノベ構想を更に発展させ、既存の研究施設等の取組に横串を刺す司令塔となる中核拠点として、令和5年4月に福島国際研究教育機構（以下、「F-REI」という。）が設立された。

F-REIは、福島の復興、福島イノベ構想を更に進めていく機関であり、地域の多様な主体と共創関係を構築し、その設置効果を広域的に波及させていくことが重要である。

本業務では、F-REIによる地域内での研究開発や人材育成、産業化に向けた取組の動きを加速させるために県が実施する「福島国際研究教育機構地域連携加速化事業補助金」（以下、「加速化事業補助金」という。）と連動し、F-REIと地域との様々な形での連携を着実に推進することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託業務内容

（1）加速化事業補助金に関する制度周知

加速化事業補助金の活用が見込まれそうな、ターゲットとなる地域の企業、団体等を掘り起こし、補助金の趣旨や目的等について周知を行うこと。周知に当たっては、県が作成する交付要綱、募集要領、FAQ、チラシ等を活用すること。

※第1回公募については県が対応するため、第2回公募から対応すること。

（2）加速化事業補助金に関する相談対応

加速化事業補助金の申請を検討している事業者等からの相談に対して、質問対応、助言などを行うこと。対応に当たっては、県または福島イノベ機構地域連携支援担当コーディネーターと連携すること。

受託者は、本業務に関する問い合わせ対応のため、専用の電話番号及び電子メールアドレスを設けること。

電子メールによる問い合わせについては、受信後3営業日以内に初回応答を行うこと。

受託者は、問い合わせ内容の記録及び対応状況を適切に管理すること。
 ※第1回公募については県が対応するため、第2回公募から対応すること。

(3) 加速化事業補助金で交付決定した事業に関する成果の見える化

以下の①、②について、特に福島県浜通り地域等 15 市町村の自治体や事業者等への発信を想定し、訴求力のある手法を企画・提案すること。

① 加速化事業補助金を活用して実施される取組に関して（年間で8件前後を採択する予定）、SNS 等での活用を前提に、実施状況を定期的取材又は県から情報入手し、その実施過程も含め、写真・動画等を用いた紹介コンテンツを作成の上、継続した発信をすること。

② 地域の自治体や事業者と F-REI との連携機運を高めてもらうため、各取組の実施成果（実施中のものについては実施状況）を既存の福島イノベ構想関連イベント等を活用して発信する機会を10回程度設けること。発信内容については県と調整すること。

年間スケジュール（想定）

	令和8年										令和9年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
(参考) 加速化事業補助金第1回公募	事前相談期間		公募期間		6月下旬以降に交付決定。順次事業開始。							
(参考) 加速化事業補助金第2回公募 ※予算状況による	制度周知や相談は県が対応		事前相談期間		7月頃から公募開始。			9月上旬頃に交付決定。以降、順次事業開始。				
福島国際研究教育機構地域連携推進事業業務（本業務）		● 契約締結	● 制度周知業務 ● 相談対応業務（約1か月）		● 成果の見える化業務（時期、回数、手法は提案による）			● 成果の見える化業務（時期、回数、手法は提案による）				

5 業務実施上の条件

契約期間中、本業務に従事する者をおき、少なくとも1か月あたり3日間は、本業務に専念して従事すること。また、委託者と常に連絡調整ができる体制を整えておくこと。

6 関連法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり関係法令などを遵守しなければならない。

7 守秘義務

受託者は当該事業を進めるに当たって知り得た事項について、委託者が公表する事項は公表前に、それ以外の事項については一切の事項を他に漏らしてはならない。

8 提出書類

受託者は、本業務の遂行において、下記の書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、委託者の承認を受けなければならない。

- 業務着手届（第1号）
- 実施工程表

- 業務完了届（第2号）
- その他委託者が必要と認める書類

9 疑義

本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに委託者と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

10 成果品

- 事業全体に係る報告書（A4版） 1部
- 事業全体に係る報告書に係る電子データ 1部

1.1 成果品の検品及び引渡し

受託者は、本業務完了時に委託者の検品を受けなければならない。本仕様書に指定された成果品一式を納品し、業務の完了とする。

1.2 納品期日

成果品一式の納品期日は、令和9年2月26日（金）までとする。

1.3 その他

- ① 本業務の期間において、委託者と受託者との間で随時打合せを行うものとする。
打合せを行った際は、3営業日以内に議事録を作成し、提出すること。
- ② 本業務の履行により受託者が作成した写真、動画、画像、文章、データその他一切の成果物（以下「成果物」という。）は、すべて本業務の完了時に納品するものとし、当該成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の一切の権利は、対価の支払いをもって受託者から委託者に移転するものとする。
- ③ 前項の定めにかかわらず、委託者は、成果物の納品後、著作権の移転前であっても本業務の目的の範囲内において、成果物を無償で利用（複製、公衆送信、改変、翻案等を含む。）できるものとする。
- ④ 受託者は、成果物について著作権人格権を行使しないものとする。
- ⑤ 受託者は、第三者の権利を侵害しないよう必要な権利処理を行い、成果物を委託者が制限なく利用できる状態で納品するものとする。
- ⑥ 受託者は、第三者が権利を有する素材は原則として使用してはならず、やむを得ず使用する場合は、当該権利について委託者への譲渡が可能なものに限る。

様式第1号

令和 年 月 日

福島県知事

受注者 所在地
名称
代表者 印

業務着手届

令和 年 月 日付けで契約を締結した下記委託業務について着手したので、届け
出ます。

記

1 委託業務の名称

2 契約金額

円

(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)

3 委託の期間

着手：令和 年 月 日

履行期限：令和 年 月 日

4 着手日

令和 年 月 日

様式第2号

令和 年 月 日

福島県知事

受注者 所在地
名 称
代表者 印

業務完了届

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した業務について、下記のとおり完了したので、成果品を添えて報告します。

記

1 委託業務の名称

2 契約金額

円

(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)

3 委託業務の着手及び完了年月日

着手：令和 年 月 日

完了：令和 年 月 日

4 成果品等

報告書、制作物及び記録データ等（別添のとおり）